

令和7年度

1年間保存

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合（学校所在の下京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合）は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

言記

1. 登校前に発生した場合

1. 下校後、午前0時までに発生した場合⇒翌日を臨時休業とします。
2. 午前0時以降、登校までに発生した場合⇒当日を臨時休業とします。
3. 休業日、休業前日の下校後に発生した場合⇒原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施することが可能な場合は、学校ホームページや保護者連絡ツール等で、授業等を実施する旨をご連絡いたします。

☆臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から学校ホームページや保護者連絡ツール等で、ご連絡いたします。

2. 在校中（登校後）に発生した場合

ただちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。その後、安全が確認できれば、『児童個人カード』に記載いただいている方にお迎えに来ていただき、引き渡します。

3. 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため、「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話合いや確認をお願いいたします。

※お子たちにも上記について、ご指導いただきますようお願いいたします。